

その19 人生の期限を意識する

昨年12月、飛騨市終活支援センターでは古川町公民館において『第1回 終活フェア』を開催しました。これは、終活に関する専門家（公証人、司法書士）や専門業者（不動産、葬儀、お墓、片付け 他）が一堂に介して個々にブースを設け、その場で相談者の終活に関する相談に応えるといったものです。相談者にとっては、一度にいくつもの相談ができるとあって、大変好評をいただきました。そんな『終活フェア』を今年も開催します。

『終活』という言葉を耳にすると、あまり感じ（漢字）がよろしくないと思われる方が多いようです。昨今は『生き活』『生前整理』『真心活』（まこかつ）などという言葉に言い換える人もいますが、行うことは同じです。家族のことを思いやり、純粋な気持ちで最期まで尽くすと共に、心配や不安のない日常を送るために、気がかりなことを今のうちに整理しておきましょうという事です。

誰しも自分がいつかは終わりを迎えることを考えるのは嫌なものです。そして、心のどこかで死を遠ざけて考えています。まして『終活』を行うことによって、余計に死を引き寄せてしまうのではないかと考えがちです。しかし、何も手をつけられないままではいることで、むしろ不安を抱えてしまっているのではないかでしょうか。

そんな不安を解消するために、また家族の中で終活を話すきっかけとして、そしていつも気にかけているのに、なかなか動き出せないでいる方も、ご夫婦や親子で、またご友人と共に、ぜひ足を運んでいただきたいと思います。 第2回終活フェア 人生を生き生きと過ごすために ■令和3年11月27日(土)

■午後1時～4時 ■古川町公民館 大会議室 ■詳細は市内回覧にて告知

その20 休眠預金に注意

何年も使っていない預金口座はありませんか？10年以上取引がない普通預金や定期預金、定期積金などは『休眠預金』となってしまいます。

こうした休眠預金は毎年約700億円ずつ増え、2018年時点で6,000億円を超えたといいます。そこでこのようなお金を社会に役立てられないかと『休眠預金等活用法』が施行されるようになり、様々な共益事業の資金に活用することになりました。

さて、では休眠預金になりそうな場合、何か通知が来るのでしょうか。実は残高が1万円以上で、登録した住所に住んでいれば通知が届きます。その通知が届けば、預金者と連絡がついたということで、休眠口座でも国の管理にはなりません。しかし、届かなかった場合、休眠口座になる可能性がありますし、届いた場合にも手続きしないままにしておくと、その10年後には休眠口座として時効を迎えます。

では、休眠口座にしないための対策ですが、それには5年に一度、最低でも10年に一度は、極少額（100円）でもよいので、取引をしておくと良いでしょう。ちなみに自動継続の定期預金口座も最後の定期預金日から10年経ってしまうと、休眠口座になってしまいます。

また、記帳だけしておけば口座の自動継続が可能なような気もしますが、これは銀行や預金の種類によって異なるようですので、残高が変わる取引をしておけば間違いないでしょう。

万が一休眠口座となってしまっても、手続きにより預貯金を引き出すことはできますが、面倒な手続きが必要です。できることなら休眠口座とならないための対策をしておいて、使用しない口座は解約してしまうことが賢明です。そして相続する側でも、休眠口座があることがわかった場合、その口座がみつけられることも考えられますので、生前に確認して手続きをしておかないと安心です。